

京都市教育長告示第11号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)について、開所時間を臨時に変更し、並びに臨時に休所します。

令和2年3月4日

京都市教育長 在田正秀

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
令和2年4月2日(木)から令和3年3月25日(木)までの木曜日。ただし、令和2年7月23日(木)、同年12月31日(木)及び令和3年2月11日(木)を除く。	午前9時から午後5時15分まで
令和2年8月11日(火)、同月12日(水)、同月14日(金)、同月17日(月)、同月18日(火)、同年12月28日(月)及び令和3年1月4日(月)	

2 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)

(1) 開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
令和2年4月6日(月)、同年6月1日(月)、同年7月6日(月)、同年8月3日(月)、同年9月7日(月)、同年10月5日(月)、同年11月2日(月)、同年12月7日(月)、令和3年2月1日(月)及び同年3月1日(月)	午前9時から午後5時15分まで

(2) 臨時に休所する日

臨時に休所する日	令和2年5月2日(土)、同年7月25日(土)、同年8月1日(土)、同月8日(土)、同月15日(土)及び同月22日(土)
----------	---

(総合教育センター研修課)